

岩手県告示第331号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成27年4月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 開発区域に含まれる地域の名称 久慈市湊町第14地割21番1、21番2、21番3、60番1、61番1及び61番2並びに新井田第3地割211番及び217番
- （2） 開発許可を受けた者の住所及び名称 青森県八戸市江陽三丁目1番25号 北日本造船株式会社
- 2（1） 工区に含まれる地域の名称 第1工区 陸前高田市気仙町字町裏25番12の一部、25番16の一部、25番17の一部、25番18の一部、25番19及び26番11
- （2） 開発許可を受けた者の住所及び名称 陸前高田市気仙町字町裏29番地 宗教法人金剛寺